

保護者様

小児用肺炎球菌予防接種のお知らせ

この予防接種は、肺炎球菌による子どもで重い病気を起こしやすい13の血清型について、子どもの細菌性髄膜炎などを予防する13価肺炎球菌結合型ワクチンです。

この予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者のかたが予防接種の効果や副反応などについて理解し、接種に同意したときに限り行われます。

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因のひとつです。この菌は子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は、ワクチン導入前は5歳未満人口10万対2.6~2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されていました。致命率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅延など）はヒブによる髄膜炎よりも高く、約21%が予後不良とされています。

1. 予防接種のスケジュール

○接種対象者：生後2か月から60か月に至るまで

1) 標準接種スケジュール：接種開始月齢 生後2~7か月に至るまで (初回接種3回+追加接種1回：計4回)

初回接種：27日以上の間隔を置いて3回皮下注射をする。標準として生後12か月までに完了。

※初回2回目・3回目の接種は、生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。

※初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目は実施せず、追加接種を行う。

追加接種：初回接種終了後、生後12か月以降に60日以上の間隔を置いて1回皮下注射をする。

標準として生後12~15か月の間。

2) 標準接種スケジュール以外①：接種開始月齢 生後7か月目の誕生日～12か月に至るまで

(初回接種2回+追加接種1回：計3回)

初回接種：27日以上の間隔を置いて2回皮下注射をする。標準として生後12か月まで。

※初回2回目の接種は、生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。

追加接種：初回接種終了後、生後12か月以降に60日以上の間隔を置いて1回皮下注射をする。

3) 標準接種スケジュール以外②：接種開始年齢生後12か月の誕生日～24か月に至るまで (2回)

60日以上の間隔を置いて2回皮下注射する。

4) 標準接種スケジュール以外③：接種開始年齢生後24か月の誕生日～60か月に至るまで 1回皮下注射をする。

開始月齢 回数		2か月～7か月					7か月～12か月		12か月～ 24か月		24か月～		
1回目													
2 回 目 ・ 3 回 目	12か月 未満	↓ 2回目	↓ 2回目	↓ 2回目				↓ 2回目					
	現在の月齢 12か月～ 24か月未満				2回目	3回目			2回目	3回目		2回目	
						3回目			2回目	3回目			
追加接種													
接種回数		4	4	3	3	2	3	2	2	2	1		
接種間隔： → 27日以上 -----> 60日以上													

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

(裏面も必ずご覧ください)

2. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5°Cを超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくく、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②過去の予防接種で2日以内に発熱や発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がある人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらに対してアレルギーがあると言われた人 又はジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある人

4. ワクチンの副反応

副反応は、接種局所の紅斑（67.8～74.4%）、はれ（47.2～57.1%）、全身反応として主なものは37.5°C以上の発熱（32.9～50.7%）が認められています。

接種後、重い副反応はなくとも、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときは医師にご相談ください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師か健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子を見てください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤小児用肺炎球菌ワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合には、医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 Tel0186-42-9055